



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 1 8 号 令和 7 年 4 月 1 1 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 2 8	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	地域共生推進課
2 2 9	生活保護法の規定による指定医療機関から所在地の変更について届出があった件	同
2 3 0	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
2 3 1	生活保護法の規定による指定医療機関から休止について届出があった件	同
2 3 2	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
2 3 3	生活保護法の規定による施術機関を指定した件	同
2 3 4	同	同
2 3 5	生活保護法の規定による指定施術機関から施術所の名称の変更について届出があった件	同
2 3 6	生活保護法の規定による指定施術機関から施術所の所在地の変更について届出があった件	同
2 3 7	生活保護法の規定による指定施術機関から廃止について届出があった件	同

【告示】

番号	表題	担当課名
238	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
239	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課 まちづくり室

徳島県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	開設者	指定年月日
おりはら歯科医院	徳島市佐古四番町五 二二一	折原 博一	令和七年一月一日
田村歯科医院	名西郡石井町石井字石井四一 二一	田村 大地	同
とくしま調剤薬局	徳島市昭和町四丁目三三	株式会社ユニスマイル	同
門田薬局大野店	同 八万町大野九一 三	同	同
門田薬局住吉店	同 住吉二丁目一 一七	同	同
門田薬局中島田店	同 中島田町四丁目一 三	同	同
やまと調剤薬局	同 大和町二丁目三 四八 大和ハイツ一階	同	同
訪問看護ステーション やどりぎ	板野郡藍住町徳命字元村東二 二二二	YADORIGI合同会社	同
かしはら診療所	鳴門市大麻町萩原字東山田六 四一	檜原 道治	同 二月一日
ケアネス薬局	小松島市江田町字大江田三三 一	株式会社ケアネスフ アーマシー	同
訪問看護ステーション あらた	徳島市名東町一丁目三二一 キューブ名方C	株式会社ツープース コーポレーション	同 三月一日
訪問看護ステーション 暮ras	板野郡藍住町奥野字猪熊二四 五一 エトワールナカセ三	株式会社hiroga aru	同

○ || | 中 樹

徳島県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

徳島県知事

後藤田

正

純

名称	所在地		開設者	変更年月日
	旧	新		
訪問看護ステーションルーム	徳島市南昭和町三丁目三七三SK八 イッニ〇二	徳島市城東町一丁目八一六	株式会社R oom	令和五年十二月五日

徳島県告示第二百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	開設者	廃止年月日
上板整形外科クリニック	板野郡上板町西分字君ノ木七 一	医療法人昭整会	令和六年十二月二十一日
おりはら歯科医院	徳島市佐古四番町五 二二	折原 佳実	同 三十一日
橋川歯科	同 南島田町三丁目五五	橋川 恵一	同
野口歯科医院	同 富田橋一丁目二七	野口 圭司	同
田村歯科医院	名西郡石井町石井字石井四一 二 一	田村 憲正	同
やまと調剤薬局	徳島市大和町二丁目三 四八 大和ハイツ一階	株式会社メディシ ス	同
門田薬局大野店	同 八万町大野九一 三	同	同
門田薬局住吉店	同 住吉二丁目一 一七	同	同
門田薬局中島田店	同 中島田町四丁目一 三	同	同
とくしま調剤薬局	同 昭和町四丁目三三	同	同
トマト調剤薬局上板店	板野郡上板町西分字君ノ木七 三	レリープ株式会社	令和七年一月二十四日
山本外科医院	小松島市日開野町字高須一 一 九	山本 雅資	同 二月十一日

徳島県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	開設者	休止年月日
なか歯科医院	三 吉野川市山川町村雲五七一	中 博芳	令和六年十二月三十一日

徳島県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

医療法人ゆうあい会	医療法人喜久寿会	名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
同一 一 佐古四番町六	七〇 徳島市南末広町四			佐古あいじつクリニ ツク	同一 一 佐古四番町六	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和七年一月 一日
同一 一 佐古四番町六						訪問看護 介護予防訪問看護	同一 一 三月 一日

徳島県告示第二百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

影山 貴一	施術者の氏名	影山接骨院	施術所の名称	阿波市阿波町大道北二〇三	施術所の所在地	令和七年一月 十七日	指定年月日
-------	--------	-------	--------	--------------	---------	---------------	-------

徳島県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

安達 健太	施術者の氏名		
四 美馬都つるぎ町半田字木ノ内一―二	施術者の住所		
		令和七年一月四日	指定年月日

徳島県告示第二百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

長島 知也	施術者の氏名	
	旧	施術所の名称
鍼灸マッサージ E i R O W 鳴門中 央ステーション	新	はりTomomo鍼灸 院
	施術所の所在地	
	鳴門市撫養町大桑 島字湊岩浜二二 三五 濱口ビル 〇一	
	変更年月日	
	令和七年一月 一日	

徳島県告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

流 秀人	長島 知也	施術者の氏名		施術所の名称		施術所の所在地		変更年月日
ながれ接骨院	はりTomomo鍼灸院	鳴門市撫養町大桑 島字湊岩浜一二 三五 濱口ビル 〇一	旧	板野郡北島町高房 字勝瑞境九七一 イルソーレ北島 一〇八号	新	阿波市阿波町大坪 一〇一 一	阿波市阿波町谷島 北四七 一	令和七年三月 一日

徳島県告示第二百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
今市 徹	今市整骨院	板野郡北島町高房字東野神本 二二一 一	令和六年十一月三十日
大屋 悟	さとる整骨院	同 上板町椎本字亀ノ本二 一一五	令和七年二月十四日

徳島県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年四月十一日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿波市阿波町 阿波東部土地改良区	令和七年三月二十八日

徳島県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画用途地域及び特別用途地区

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課